

ごあいさつ



院長
井上 敏郎

精神医療センターの開所に当たり、ごあいさつを申し上げます。

大分県ではこれまで病院群輪番制による措置入院と大分大学附属病院救命センター病床での身体合併症入院対応体制がありましたが、夜間休日救急患者の入院受け入れが十分とは言えず、精神保健福祉法に定められた県立精神科病院が未設置であることから、平成27年度に県立精神科設立に向け基本構想の検討が開始され、平成28年度には県立病院に精神科救急用病床を設置することが決定されました。その後、3年半後の開所を目指し、担うべき役割の明確化、医療スタッフの陣容決定、建物の設計、医療機器選定、医療情報システム構築、そして令和元年1月には本体工事が始まり、令和2年3月竣工、同年10月診療開始の流れで動いてまいりました。このように短期間に当センターがオープンできますことは、この計画実現に携わったすべての関係者の方々、県議会、福祉保健部、土木建築部、工事関係者、病院関係者そして県内精神科医の方々の理解、協力、熱意、努力の賜物だと痛感しております。心から感謝申し上げます。取り分け、当センターのお手本とさせていただき、スタッフの研修にもご協力いただいた富山県立中央病院の関係者の方々にはここに改めて御礼を申し上げます。

今後はこのセンターで県民の皆さんに末永く信頼され、支持される精神科医療の提供ができるよう職員一同努力して参る所存です。



精神医療センター
準備室室長
塩月 一平

令和2年10月に大分県立病院に精神医療センターを開設することとなりました。主な役割としては精神科救急医療と身体合併症の急性期の対応です。精神科救急医療に関しては、これまで大分県では精神科救急医療に対応できる病院はなく、大きな懸案事項となっていました。また、もともと精神疾患をもたれていて身体の問題を抱えた患者さん、身体疾患をもたれていて精神的な問題を抱えた患者さんの受け皿が大分県では十分ではありません。精神医療センターではそのような患者さんに積極的に対応していきたいと考えています。

施設面でも多様な症例に対応できるように36床中、24床を個室として整備しています。

精神科急性期患者や身体合併症患者を迅速に、短期的・集中的に受け入れ、できるだけ早く患者さんが地域に戻れるようなセンターを目指していきたいと考えています。

医療機関をはじめとして、保健所、行政、消防、警察など多くの機関と積極的に連携しながら大分県精神科救急医療体制を構築していきたいと思っております。今後ともご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

大分県立病院 精神医療センター アクセスマップ



大分県立病院 精神医療センター

TEL 097-546-7111 (県病代表)

精神医療センターの受診や予約、急患のご相談は、
地域医療連携室までご連絡ください。

地域医療連携室

TEL 097-546-7129
FAX 097-546-7368

※平日 8:00~17:00

Oita Prefectural Psychiatric Medical Center

 大分県立病院
精神医療センター

ご案内



基本理念

本院の基本理念（奉仕、信頼、進歩）に加え、患者さんの人権を擁護し、安全な精神科医療を提供します。

基本方針

1 他施設では困難な精神科医療への対応

24時間365日、他施設では対応困難な精神科急性期患者や身体合併症患者に対して、本院の身体科と一体となって、短期・集中的治療を行います。

2 患者中心の医療

精神保健福祉法を遵守し、患者さんの人権に十分配慮した医療を行います。

3 院内外との連携

本院の身体科や院外の医療機関、関係機関と連携し、患者さんの早期の社会復帰を目指します。

4 健全な経営

在院日数や在宅復帰率、再入院率などの指標を把握しながら健全な経営に努めます。

施設概要

構造 鉄筋コンクリート2階建（1階：外来 2階：病棟）

病床数 36床 内訳【保護室8床 HCU2床 身体合併症個室6床（うち陰圧室1床）
個室8床 多床室12床（4床×3部屋）】

診療体制

外来診療は、月曜日～金曜日の午前中に完全予約制でおこないます。

受付時間は、8:00～11:00です。地域の先生方と連携し、逆紹介を推進していきます。平日日中には病棟担当・救急担当・院内対診（リエゾン）担当の医師を配置し、夜間休日には、日当直医師を配置します。

常に身体科の医師と連携しながら、精神科救急・身体合併症診療を迅速に行います。

受診や予約、急患のご相談は、地域医療連携室までご連絡ください。

連絡先 地域医療連携室 TEL 097-546-7129 FAX 097-546-7368 ※平日 8:00～17:00

病棟

運営体制

- ◆医師…5名以上 ◆看護師…25名（うち1名外来）
- ◆精神保健福祉士（PSW）…3名 ◆公認心理師…2名
- ◆看護補助者（ナースエイド）…1名 ◆医療秘書…1名

*完全閉鎖病棟ですが、安全と快適な療養環境に配慮した明るくあたたかな空間作りに努めました。

入院時のお願い

精神医療センターへの入院には精神保健福祉法上の手続きが必要です。入院時にご家族（配偶者、2親等以内の血族）の同伴をお願いいたします。ご家族がいない方はご相談ください。法に基づいたいずれの入院形態にも該当しない場合は、入院できません。



1 外来エリアです。広く開放的なデザインにしています。



2 外来受付です。



5 保護室です。



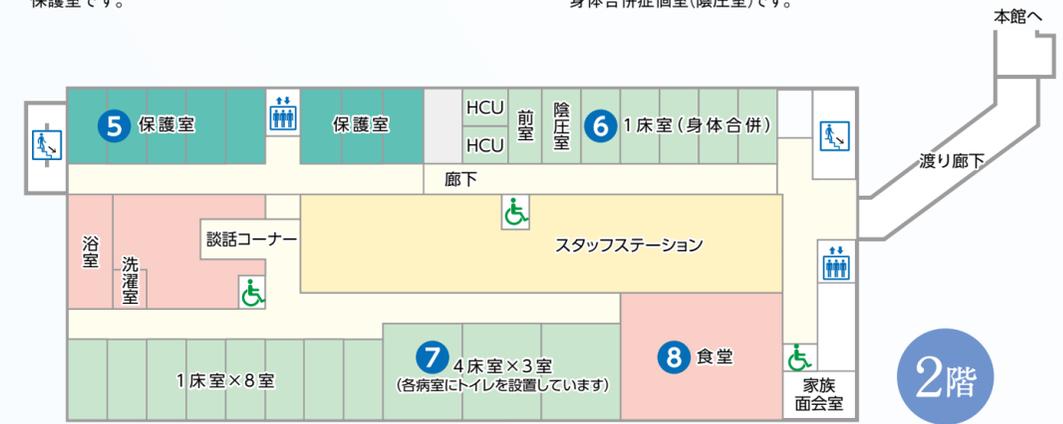
6 身体合併症個室(陰圧室)です。



3 救急処置室です。精神科救急の患者さんに対応する部屋です。



4 救急専用の入り口です。精神科救急の患者さんを受け入れます。



7 4床室です。



8 食堂です。明るく開放的なデザインにしています。

Q&A

Q 精神医療センターには、どのような入院形態がありますか？

A 精神保健福祉法に基づいた以下の入院形態があります。

- 任意入院** ご本人の同意のもとに成立します。
- 医療保護入院** 精神保健指定医の診察の結果、入院治療が必要と判断された場合に、ご本人からの同意が困難な場合、ご家族の同意のもとに成立します。
- 応急入院** 精神保健指定医の診察の結果、入院治療が必要と判断された場合に、ご本人・ご家族の同意が得られない場合、72時間を限度に行われます。
- 措置入院** 精神障害のために自傷他害のおそれがある場合で、知事の指示による2名の精神保健指定医の診察の結果、措置入院が必要と判断された場合に、知事の決定により行われます。

Q 精神科身体合併症とは、どのような状態をいいますか？

A 身体疾患をもちながら興奮や疎通不良などの精神症状のため一般診療科では対応困難な状態を指します。

- 例) 脳炎、脳挫傷などの急性期で興奮や異常行動がある状態。
- 例) 自殺企図後で外傷があり、自殺したい考え（希死念慮）にとらわれている状態。

Q 精神科救急とは、具体的にどのような場合のことをいいますか？

A 精神疾患によって自他への不利益が差し迫っている状況を「精神科救急状態」といいます。

- 例) 妄想、興奮、支離滅裂な言動等があり生活することができない状態や他者に危害を及ぼすおそれがある状態。
- 例) 抑うつがあり、具体的に自殺の方法を考えたり、そぶりがみられ今にも自殺してしまいそうな状態。